

1面のつづき

# 第9回 秋川渓谷観光 デジタルフォトコンテスト

【秋・冬の部】

秋川渓谷の四季折々の自然や行事、里山やまちの風景などをデジタルカメラやスマートフォンで撮影した作品（デジタル画像）を応募するデジタルフォトコンテストを開催しています。今回は、たくさんのご応募をいただいた中から、栄えある賞を受賞された作品をご紹介します。

## 金賞「清流秋色」



・撮影者：masakiさん  
・コメント：青い空、白い雲、色とりどりの樹木が映り込む清流のたたずまいに目を奪われました。



・撮影者：バトさん

## 銀賞「寄り添い」

・コメント：携帯で撮影される奥様が慣れていない様子で、ご主人様が優しく教えていらつしやいました。そして、いざカメラを構えると、さりげなくご主人様が背中に手を添えられました。その様子がとても微笑ましく、温かい気持ちになり、思わずシャッターを押しました！

## 特別賞「秋日和」



・撮影者：toshiさん

・コメント：銀杏の明るい黄葉と元気な子どもたち。



## 特別賞「最後の輝き」

・撮影者：ハムイチさん  
・コメント：秋川渓谷に沈む落葉。渓谷のブルーと落葉のミスマッチが新鮮で撮影しました。秋の儚さを表現しました。



資源集団回収団体を表彰しました

5月11日に都立秋留台公園で行われた、あきる野環境フェスティバル2019で、平成30年度資源集団回収事業の回収実績が優秀だった次の団体を表彰しました。

- ▽表彰団体
- 菅生歌舞伎管生一座
- 大塚地区親睦会
- ころりん村幼稚園
- 生活環境課清掃・リサイクル係

## 6月1日は人権擁護委員の日 特設人権の上相談を開設



市では、特設相談窓口を開設し、人権に関する相談などを受け付けます。

▽日時 6月1日(土) 午後1時30分～4時30分

▽場所 あきる野ルピア3階ルピア会議室

▽定員 3人(予約制)

▽予約・問合せ 市民課市民相談窓口係(直通558・1216)

## 第12回あきる野市消防団 消防操法大会



ポンプ自動車の部13隊、小型動力ポンプの部10隊が出場し、日ごろの訓練成果を披露します。

▽日時 6月9日(日) 午前9時

## あきる野市 消防団サポート店を募集しています

「消防団サポート事業」とは、消防団員や同居する家族に、割引や特典の付与を提供していたり、業務所、店舗などを「消防団サポート店」(別表)として認定し、消防団員などが利用することで、福利厚生の実や地域の活性化が期待できる事業です。利用の際、消防団員は「消防団員証」、同居する家族は「消防団員ファミリーカード」を提示します。

### 別表 消防団サポート店一覧 (4月1日現在)

事業所等名称	所在地
近藤醸造株	山田733-1
たから不動産事務所	館谷223-10 2F
クアラントウノ	油平49-1 岡部ビル1F
株堀総建	平沢602-4
割烹ゆもと	伊奈1030-3
パブスナック妙	油平87 シャルマンルーフ101
(有)アキオートサービス	小川東1丁目24-4
(有)遠藤鍍金塗装	入野525
株東京サマーランド	上代継600
株きしの防災	小川東1丁目2-11
あき野	油平1-12
スナック億	伊奈886
YAKITORI てっちゃん	伊奈979
すし屋の勘太郎	伊奈485-6
大黒屋精肉店	館谷206
あゆみ	雨間325-23
暖家	引田548-1 工藤ビル1F
高田塗装	伊奈1404-4

※サポート店の申請書は、ホームページからダウンロードできます。▽問合せ 地域防災課防災係

### 表 6月定例会議予定表

月日	会議名	内容
6月4日(火)	本会議(初日)	一般質問
6月5日(水)	本会議(2日目)	
6月6日(木)	本会議(3日目)	
6月7日(金)	本会議(4日目)	議案審議など
6月12日(水)	総務委員会	議案審査など
6月13日(木)	環境建設委員会	
6月14日(金)	福祉文教委員会	
6月21日(金)	本会議(最終日)	委員長報告、議案審議など

\*午前9時30分から開会します。  
\*各常任委員会で市内視察がある場合は、開始時刻が変更になります。詳しくはお問い合わせください。  
\*請願・陳情は、5月28日(火)までに提出されたものを審査します。

6月4日(火)から市議会6月定例会議が開催されます。日程は表のとおりです。※日時は変更になる場合があります。▽問合せ 議会事務局

## 6月1日を調査期日として「経済センサス 基礎調査」を実施します

この調査は、全国全ての産業分野における事業所の活動状態などの基本的構造を全国及び地域別に明らかにし、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的としています。

調査は、調査員が全国全ての事業所の活動状態を实地に確認し、新たに把握した事業所など一部の事業所には調査票を配布します。

▽申込み・問合せ 総務課庶務係

## 国民年金保険料は 追納ができます

国民年金の保険料免除や納付猶予、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。

追納することにより、免除などを受けずに保険料を納めていた方と同じように年金額が計算されます。

※追納する場合は、申し込みが必要ですが、

※今年度中に平成21年度分から平成28年度分までの保険料を追納する場合、当時の保険料に、経過期間に応じた額が加算されます。

▽持ち物 マイナンバーが分かるもの、年金手帳、はんこ、運転免許証など本人確認できるもの

▽申込み・問合せ 保険年金課 年金係、五日市出張所市民総合窓口係(申込みのみ)、青梅年金事務所(☎0428・30・3410)